平成 三千八 + 年 + 月十 四 号 日

増 刊 (1)

目 次

人事委員会

福岡県職員の分限に関する規則の 部を改正する規則

人事委員会事務局給与公平課

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の

人事委員会事務局給与公平課)

部を改正す

する。

る規則

事 委員 会

福岡県職員の分限に関する規則の 成二十二年三月十日 部を改正する規則を制定し、 ここに公布する。

福岡県人事委員会委員長 常 盤 洋

福岡県人事委員会規則第一 믕

福岡県職員の分限に関する規則 の 一部を改正する規則

福岡県職員の分限に関する規則 (昭和四十七年福岡県人事委員会規則第四号) の 部

を次のように改正する

題名を次のように改める。

福岡県の職員の分限に関する規則

第 条 中 「条例」」 を「 「県職員分限条例」」 に改め、 「第八条」

の下に

福岡

年福岡県条例第四十二号。 県公立学校職員の分限に関する条例 職員分限条例」 という。 以 下 第六条及び福岡県警察職員の分限に関する条例 「警察職員分限条例」 (昭和三十一年福岡県条例第四十七号。 という。 第七条」 を加え、 (昭和) 以下 十九 学校 条

例の実施」 第四条を第六条とし、 を「これらの条例の実施」 同条の前に次の一条を加える に改める

(休職期間の通算

第五条 なす。 するときは、 める負傷又は疾病により、 は警察職員分限条例第四条第一項の規定により休職の期間を定めるに当たって、 以下同じ。 十八条第二 任命権者が、 |項第||号の規定に該当するものとして休職とした職員 (学校職員を含む その者の新たな休職期間は、 が復職した場合において、 県職員分限条例第五条第一項、 復職の日から起算して一年以内に当該職員を新たに休職と 当該復職前の休職期間に引き続くものとみ 任命権者が復職前の休職の事由と同一と認 学校職員分限条例第五条第三項又 法

学校職員分限条例第四条又は警察職員分限条例第三条第二 第三条第一項中 「条例」 を 「県職員分限条例」 に改め、 項 「第四条第 を加え、 頂 同条を第四条と の下に 乛

下に に改め、 第 ₀ 一条第一項中 同条を第三条とする。 部 を加え、 「任命権者」 「氏名、 の下に を削り、 (教育委員会を除く。 同条第一 項中 「場合、 _ 又は を を 行う権限 「場合又は ത

第一条の次に次の一条を加える。

(用語

第一 分限条例で使用する用語の例による 条 この規則で使用する用語は、 県職員分限条例、 学校職員分限条例及び警察職員

附 則

(施行期日)

1

この規則は、 平成 一十二年四月一日から施行する

関係規則の廃止

2 号 福岡県公立学校職員の分限に関する規則 (昭和三十一年福岡県人事委員会規則第五 及び福岡県警察職員の分限に関する規則 (昭和二十九年福岡県人事委員会規則

六号) (経過措置 は 廃止する。

3 従前の例による た休職の処分又は休職期間を更新する処分による休職期間の取扱いについては、 この規則の施行前に法第二十八条第二項第一号の規定に該当するものとしてなされ

定期発行日 每週月水金曜日